

令和2年度 就職準備金貸付募集要項(新卒者向け)

静岡県内における保育士の確保を図るため、就職準備金の貸付を行います。申請は勤務開始日以降になります。貸付は無利子です。また、一定期間、県内の保育所等で児童の保護等に従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

【概要】

対 象 者	<p>次の条件を<u>全て満たす方</u></p> <p>① 保育士修学資金の貸付(他県も含む)を受けていない。または、保育士修学資金の就職準備金加算の申込をしていない。</p> <p>② 県内に所在地のある以下の施設・事業所に就職する。 ※裏面「勤務先対象施設について」を参照</p> <p>③ 県社協静岡県社会福祉人材センターに氏名及び住所等の登録を行う(求職票の提出により登録)</p>
申請条件	<p>次の条件を<u>全て満たすこと</u>が申請の条件となります。</p> <p>① 保育士として週20時間以上勤務する(勤務条件として)</p> <p>② 他県が実施する就職準備金等の貸付を受けていない</p> <p>③ 2年以上継続して静岡県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する</p> <p>④ 連帯保証人1名を立てる</p>
貸付額	200,000円(1回限り)
利 子	無利子(ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)
支 払	一括払
返還免除	<p>以下の<u>全ての条件を満たした場合</u>、返還を全額免除します。</p> <p>① 静岡県内の保育所等において、</p> <p>② 2年間継続して、</p> <p>③ 児童の保護等に従事した場合</p> <p>※1年間以上引き続いて「児童の保護等」に従事した場合は、一部免除を受けられる場合があります。</p> <p>※修学資金(入学準備金・月額)の貸付を受けていた場合には、5年間の猶予期間後の免除申請とは別に免除申請が必要です。</p>
返 還	<p>2年未満で児童の保護等に従事しなくなった場合などは、貸付金を返還することとなります。</p> <p>① 返還期間は2年以内。ただし、従事期間があればその期間を加えることができます。</p> <p>返還方法は、月賦または半年賦(一括返還・繰上返還可)です。</p>

提出書類	<p>① 就職準備金貸付申請書 ※勤務開始日以降</p> <p>② 申請者・連帯保証人の住民票（発行後3ヶ月以内、世帯全員及び本籍地の記載のあるもの、マイナンバーの記載がないもの。コピー不可）</p> <p>③ 所得を証明する書類（申請者と同一生計(世帯)に属する人のうち所得がある人全員及び連帯保証人の以下のいずれかを提出してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票の写し ・ 確定申告書(控)の写し（税務署の受付印のあるものもしくは、受付印が無いものは「所得証明書」か「申告内容確認票」の写し） <p>④ 保育士証の写し ※届いていない場合は、登録中を証明できるハガキの写し(保育士証が届き次第写しを提出)</p> <p>⑤ 雇用契約書もしくは辞令（勤務園名、勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）</p> <p>⑥ 求職票 ※人材センターに登録していない場合</p>
提出先	<p>申請者は、提出書類の①～⑥及びその他必要書類を提出してください。</p> <p>〒420-8670 静岡県葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 電話：054-254-5244</p>
申請〆切	令和2年8月末日

勤務先対象施設について	<p>次に掲げる静岡県内に所在地のある施設又は事業所</p> <p>① 保育所(児童福祉法第7条に規定する)</p> <p>② 幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園の内次に掲げるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育時間終了後等に行う預かり保育を常時実施している施設 ・ 幼保連携型こども園への移行を予定している施設 <p>③ 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第6項に規定する認定こども園)</p> <p>④ 小規模・事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であり、同法34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた事業)</p> <p>⑤ 病児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項に規定され、同法第34条の18第1項の規定による届け出を行った事業)</p> <p>⑥ 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定され、同法第34条の12第1項の規定による届け出を行った事業)</p> <p>⑦ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設</p> <p>⑧ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項にきていする業務を目的とする施設であつて、同法第34条の15第2項、第3条第4項の認可又は、認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設</p> <p>⑨ 企業主導型保育事業</p>
-------------	--